

2024

隣保館だより

6月号



NO. 367

発行・編集

鹿沼市隣保館

鹿沼市万町 931-1

Tel.0289-64-4776



人権に関する3つの法律（人権三法）をご存じですか

「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して、平成28（2016）年度に施行した人権にかかわる3つの法律を指します。

これらの法律の趣旨を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

【障害者差別解消法】

全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日から施行されました。

【ハイトスピーチ解消法】

特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動解消に向けた取組を推進することを目的として、平成28年6月3日から施行されました。

【部落差別解消推進法】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお結婚・交際の場面における差別や、インターネット上における差別を助長するような内容の書き込みなどがなされると

いった事案が発生しています。これを解消することが重要な課題であることから、部落差別のない社会を実現するために、平成28年12月16日から施行されました。

新年度の「高齢者ふれあい事業」がスタートしました。運動・音楽・小物作り・料理教室など、盛り沢山の講座内容となっています。どなたでも参加できます。お申込みお待ちしております。

【問合せ・申込先】64-4776

期 日	内 容	講師等
6月27日	大正琴を聴いて歌おう	ふみの会
7月18日	輪投げ	館職員
7月25日	高齢者を被害から守るために	消費生活センター
8月29日	学校では教えない人権教育	戸田 真
9月12日	パドル健康体操	福田 美枝
9月27日	日帰りバス研修	館職員
10月10日	鹿沼の民話	鹿沼民話の会
11月14日	料理教室	川田 容子
12月12日	介護保険制度について	介護保険課
1月23日	筋力アップ運動②	高齢福祉課
3月13日	春の花の寄せ植え	館職員

高齢者ふれあい事業スタート

今年度初めての高齢者ふれあい事業「筋力アップ運動①」が、5月30日（木）、昨年を上回る22名が参加し行われました。

市出前講座を活用し、鹿沼ケーブルテレビでお馴染みの水沼律子先生の指導の下、筋力の維持向上や運動不足解消を図るため、骨密度アップ（かかと落とし）や、片足立ち（バランスとり・転倒防止）、足の腿上げ（立ち上がりの強化）体操などを行いました。

参加者の皆さんは、期待できる効果やメリットなど、丁寧な説明を聞きながら、とても熱心に体を動かしていました。

運動終了後も先生から生活上のアドバイスをいただき、体力に合わせて、出来ることから継続しようと感想を述べていました。



春の寄せ植え



3月14日（木）、令和5年度最終の高齢者ふれあい事業「春の寄せ植え」を行いました。参加者は16名でした。

毎年恒例の事業で、職員が花・鉢・土を準備し、今回は、抽選で順番を決め、あらかじめ組合せた花を選んでもらいました。

職員が基本的な植え方や注意点を説明、参加した皆さんは隣の人と話をしながら、和気あいあいと植え付け作業を行いました。終了後、1年間の事業を振り返り、素敵な作品に囲まれて楽しいひと時を過ごしました。